

# 大磯町自治基本条例を制定!!

〜9月1日に施行されます〜

## 【町の憲法を制定

〜町民が主役のまちづくりに向けて〜

自治体の憲法とも言われる自治基本条例は、町民が主役のまちづくりを進めるうえで基本となるルールです。

大磯町自治基本条例は、平成21年5月から検討を始め、町民や学識経験者などで構成する(仮称)大磯町自治基本条例策定委員会において協議を重ね、パブリックコメント、講演会などを行い、議会の意見を反映し

て、平成23年9月1日に施行しました。

条文では、自治体の仕組みやまちづくりの基本原則を具体的に規定し、行政運営の前提となる、理念やルールを明示することにより、本町の特徴や歴史・文化を活かしながら、より良いまちづくりを目指すため、町民と町が協働し、個性豊かで活力ある、自律した地域社会の実現と、町民福祉の充実が図られるよう、本条例を制定しました。

詳しくは、「大磯町自治基本条例制定記念号」または町ホームページをご覧ください。



## ◎問い合わせ

町民課 ☎内線2336

# 自治基本条例講演会を開催

自治基本条例の施行を記念して、講演会を開催します。

「自分たちのまちのことは、自分たちで責任を持ち、自分たちで決めていく」という、地域主権型社会の実現に向け、自治基本条例の制定により、町民・

議会・行政の三者が、それぞれの役割や、責任を認識し、町民が主体となったまちづくりに向けて、自治体運営の基本原則を定め、町民の参画と共同によるまちづくりを推進することを目的にしています。

的にしています。

今回、条例の内容及、「参画と協働によるまちづくり」などについて町民の皆さんと共に考えていくため、講演会を開催します。

▼とき 10月1日(土)

午後1時30分

▼ところ 大磯小学校体育館

▼講師 諸坂佐利氏(大磯町自治基本条例策定委員会委員

長、神奈川大学法学部准教授)

▼定員 200名



## ◎問い合わせ

☎内線2336 町民課

# 町長が走る!!

## 東日本大震災被災地を訪問支援

3月11日の東日本大震災発生後、町として何が出来るのかを常に考え、町民の皆さんからお預かりした救援物資の支援や職員派遣の人的支援などを行っています。特に派遣職員からは、現地の状況と今の町に必要なものは何かなどを報告させ、実践的な避難訓練や備蓄品などの整備に努めています。

しかしながら、災害時、指揮を執る私に実際に現地に行き、目の当たりにした状況から大磯町の災害想定を描くことは必要なことと考え、職員の派遣先である、宮城県石巻市に行くことを決めました。

## 【自助・(近助)・共助・公助の必要性の再認識

人々が当たり前のように生活していた場所を、津波が全てを飲み込んでしまいました。この光景は、今もなお言葉が失うものでした。同じ状況が大磯町に起きた場合何が出来るのだろうか真剣に考えさせられました。

その中で、正確な情報を伝達する手段の確立と、避難場所となる公共施設のうち、耐震補強が済んでいない施設の整備も進めたいと感じました。

今後も被災地支援を進めるとともに、町の危機管理機能を充実させ、災害に強いまちづくりを皆さんと一緒に進めたいと思います。



▲2階建て建物の上に、バスが乗り上げたまま

## ◎問い合わせ

大磯町長 中崎 久雄  
政策課 ☎内線206